

府中市建設工事中間検査基準

平成25年4月1日 制 定

平成28年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1 この基準は、府中市建設工事検査規程第2条に規定する中間検査について、必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の対象工事)

第2 中間検査を行う工事は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当初請負金額が、2,500万円以上の工事
- (2) その他監督員が必要と認めた工事

(中間検査の時期)

第3 中間検査の時期は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 工事の進捗率が概ね50～60%に達した時
- (2) 工事の進捗率が50%未満であっても、重要な部分が不可視となる前など、特に必要と判断した時

(中間検査と完成、出来形検査との関係)

第4 中間検査で確認した部分については、完成検査及び出来形検査時の技術的な確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的な確認が必要な場合はこの限りではない。

(中間検査の取扱い)

第5 中間検査の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 中間検査においては、府中市建設工事成績評価基準に基づく工事成績評価を行うものとする。
- (2) 検査が完了したときは、中間検査調書により、建設工事の契約担当者、工事担当課の長及び建設産業部長に報告するものとする。その際に、検査に用いた関係書類及び状況の把握ができる写真を添付するものとする。

(給付関係)

第6 中間検査は、給付の対象とはしない。